

[平成 年 月分]

開放施設利用許可申請書 (団体)

埼玉県立上尾橘高等学校長 様

下記により貴校施設を利用したいので許可くださるようお願いします。
 利用に当たっては利用者心得及び学校が定める取り決め事項を遵守し、安全に利用し、
 施設・設備に損傷を与えた場合には弁償することを確約します。

代表者氏名

印

※欄は記入しないこと

団体名				登録番号		
代表者氏名			連絡先	TEL		
利用施設		利用目的		人数	人	※許可
日 時	日 ()	:	~	:	:	~
	日 ()	:	~	:	:	~
	日 ()	:	~	:	:	~
	日 ()	:	~	:	:	~
	日 ()	:	~	:	:	~
	日 ()	:	~	:	:	~
	日 ()	:	~	:	:	~

----- < キ リ ト リ > -----

[平成 年 月分]

※開放施設利用許可証 (団体)

団体名			
利用施設		利用目的	
日 時	日 ()	:	~
	日 ()	:	~
	日 ()	:	~
	日 ()	:	~
	日 ()	:	~
	日 ()	:	~
	日 ()	:	~

本証のとおり許可する

平成 年 月 日

埼玉県立上尾橘高等学校長

印

(裏面にも記載があります。)

第1 使用料は、行政財産の使用料に関する条例(昭和39年埼玉県条例第17号)に基づき、次のとおりとする。

使用料 免除する。

2 使用者は、使用料及び別に設置する計器類に基づき算定する諸設備の経費を、指定された期限までに指定された場所において納入しなければならない。

3 使用料の額は、法令等の改正及び経済情勢の変動その他の理由があるときは、適正な額に改定をすることができる。

4 既納の使用料は、使用財産の全部又は一部を返還させる等正当な理由がある場合のほか還付しない。

(使用上の制限)

第2 使用者は、善良なる管理者の注意をもって使用財産の維持・保存をしなければならない。

2 使用者は、使用財産について、修繕、模様替えその他の行為をしようとするときは、事前に書面により許可権者の承認を受けなければならない。

3 使用者は、使用財産を他の者に転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第3 次のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 使用財産を公用又は公共用に供する必要があるとき。

(2) 許可の条件に違反する行為があると認められたとき。

2 使用許可を取り消し、又は変更した場合は、その取消し又は変更によって生じた損失は補償しない。

(原状回復)

第4 使用者は、使用期間が満了したとき又は使用許可を取り消されたときは、自己の負担において、指定された期限までに使用財産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、特に許可権者の承認を受けたときはこの限りではない。

(損害賠償)

第5 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により、使用財産の全部若しくは一部を滅失し、若しくはき損したとき、又はこの許可書に定める義務を履行しないため、損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用償還請求権の放棄)

第6 使用者は、使用財産について支出した必要費、有益費の償還を請求しないものとする。

(実地調査等)

第7 許可権者は、必要があると認めるときは、使用財産について実地に調査し、又は使用者から必要な報告を求め、若しくはその使用について必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(その他)

第8 この条件について疑義のあるとき、又は使用財産について疑義を生じたときは、すべて許可権者の決定するところによるものとする。

なお、この処分に係る不服申立て又は取消訴訟について下記のとおり教示します。

教 示

1 審査請求等について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、当該審査請求に対する判決を経た場合に限り、判決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に総務大臣に対して再審査請求をすることができます。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求又は再審査請求をした場合は、当該審査請求又は再審査請求に対する判決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求又は再審査請求をした場合は、当該審査請求又は再審査請求に対する判決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(審査請求又は再審査請求をした場合は、当該審査請求又は再審査請求に対する判決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。